

（改正法附則第五条の規定による届出）
第四条 改正法附則第五条の規定による届出をしようとする長期信用銀行は、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一 理由書
二 当該長期信用銀行と所属外国銀行（改正法第六条の規定による改正後の長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第六条の第三項に規定する所属外国銀行をいう。以下この条において同じ。）及び当該所属外国銀行の属する外国銀行グループ（同法第六条の第三項に規定する外国銀行グループをいう。以下この条において同じ。）との間の資本関係を記載した書面
三 所属外国銀行の属する外国銀行グループの連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他の最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができるとする書面
四 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面
五 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び法令遵守に関する方針を示す書面

○内閣府令第九号
貸金業法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第四十八号）の施行に伴い、並びに貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の九の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成二十九年三月二十四日
内閣総理大臣 安倍 晋三
貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令
貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「同号ロ」の下に「及びハ」を加え、同条第五項中「第一条の二第六号ロ」の下に「及びハ」を加える。
別紙様式第一号第二面の表記載上の注意8中「現住所」の次に「現住所に於て感字に属する業務を専ら行う場合には、貸付けに關する業務に關する専ら業務の所在地」を加える。
別紙様式第六号2.の表記載上の注意1に次のように加える。
③ 貸金業法施行令第一条の2第六号ロに掲げられるものとして、同中に掲げられる貸付等の回中に規定する親会社等を含む2以上の会社等が共同で専ら目的とする事業を専ら行つたための契機に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け

別紙様式第八号の表、別紙様式第八号の二の表及び別紙様式第八号の三の表中
2 親 系
社 を 2 親 系 社 に 改 更 せ ぬ。
附 則
この府令は、貸金業法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

府 令 ・ 省 令

○内閣府令第一号
総務省
情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第二百二十条第一項第八号及び第四百九条第一項第八号の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。
平成二十九年三月二十四日
内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗

○内閣府令第九号
貸金業法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第四十八号）の施行に伴い、並びに貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の九の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成二十九年三月二十四日
内閣総理大臣 安倍 晋三

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令
郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第二号中「第百十一条第八項」を「第百十一条第九項」に改め、同項第五号中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改める。
第五条中「第百十一条第八項」を「第百十一条第九項」に改める。
第十二条第二号中「第十六条の三第二項」を「第十六条の四第二項」に改める。
第十三条第三項第一号中「限る。」の下に「第三号及び」を加え、同項第三号中「の一件当たりの金額が百万円以上」を削り、「含む。」の下に「以下この号及び」を、「同じ。」の下に「のうち、郵便貯金銀行の業務又は郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業者の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの」を加える。
第二十八条第三項第一号中「限る。」の下に「第四号及び」を加え、同項第四号中「の一件当たりの金額が百万円以上」を削り、「紛失」の下に「のうち、郵便保険会社の業務又は郵便保険会社を所屬保険会社等とする社内生命保険募集人以外の生命保険募集人の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの」を加える。

この命令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。
○内閣府令第九号
総務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号
情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）及び銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第四十七号）の施行に伴い、並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第五条及び第七条第一項並びに銀行法施行令等の一部を改正する政令附則第六条第一項及び第二項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。
平成二十九年三月二十四日
内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗
法務大臣 金田 勝年
財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 山本 有二
経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。